

平成30年6月4日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

総務産業常任委員会
委員長 室井 正行



委員会調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 平成29年第2回定例会
発議第13号 かもめ島周辺の利用計画に関する事務調査
- 2 調査期日
- | | | |
|-------|---------|---|
| 平成29年 | 7月20日 | 調査計画の検討 |
| | 8月28日 | 各種計画の取り組み状況の確認 |
| | 9月7日 | かもめ島周辺の現地視察 |
| | 9月29日 | 担当課ヒアリング（まちづくり推進課・追分観光課
産業振興課・建設水道課） |
| | 11月21日 | 担当課ヒアリングのまとめ |
| | 12月5日 | 先進地行政視察について |
| | 1月16日 | 先進地行政視察について |
| | 2月1日～3日 | 先進地行政視察（千葉県館山市及び神奈川県藤沢市） |
| | 2月20日 | 先進地行政視察のまとめ |
| | 3月29日 | 今後の方向性について |
| | 4月17日 | かもめ島現地視察 |
| | 4月23日 | 今後の取り進めについて |
| | 4月24日 | 先進地行政視察（七飯町及び上ノ国町の各道の駅） |
| | 5月15日 | 調査のまとめについて |
| | 5月22日 | 調査報告書協議 |

3 調査の結果

北前船交易の舞台として江差町の歴史を象徴する「かもめ島」。景勝、史跡などの歴史や文化、隣接する開陽丸記念館やマリナー関連施設など、かもめ島周辺には歴史資源が豊かである。

北海道新幹線開業から2年が経過し、江差町においても日本遺産認定など町を取り巻く環境が変わってきている中、町では「北の江の島構想～古くて新しいまち江差～かもめ島周辺を拠点とした構想を打ち出した。



そこで本委員会は、かもめ島周辺が重要なまちづくりの拠点であり、そこが将来どのように整備されていくのか江差町の大きな構想との連携等について調査するため、事務調査を立ち上げた。

調査にあたっては、現地視察を2回、先進地視察を2回、まちづくり推進課や追分観光課等から説明を受け、意見交換を行ったほか、委員会を10回開催し、検討を重ねてきた。

これら調査結果について、次のとおり意見を付して報告する。

<意見>

1) かもめ島周辺地域の調査範囲について【別紙1】

本調査は、江差町に数多く残されている歴史・文化遺産の中で、北前船の寄港地であった「かもめ島」を中心とした周辺地域全体の活用計画の調査が極めて重要であるとの認識で、周辺地域を範囲として特定した。

2) 周辺地域のゾーニングの設定【別紙2 - ①②】

周辺地域は、歴史・文化遺産などが数多く存在しているほか、特に漁業振興や戦後まもなく江差町の経済活動等に寄与した民間団体などが所有する施設群が集約され、その後、老朽化や景観が懸念される状態で施設が点在している。その一方、民間による個性ある宿泊施設が建設され、周辺景観への配慮が求められている。

国道228号線を挟み、「折居伝説」に象徴され、江差町発展の礎を築いた「魂宿る聖なる地〜かもめ島」と、北前船の交易によってもたらされた「歴史遺産〜いにしえ街道」が繋がっている。

国道228号線は、単に急カーブ解消、交差点改良に留めることなく、「折居伝説」「北前船文化」を連結させるアプローチロードとしての位置付けを明確にするとともに、その重要性を認識し、一層具体化するため、拠点A～D地区のゾーニングを設定した。

3) 他計画との連動と事業推進体制の確立

江差町が現在取り組んでいる総合計画、都市計画マスタープラン、北の江の島構想等との連動と検証を図り、事業を確実に着手するためのあらゆる有利制度を活用し、構想の詳細計画を立案しなければならない。有利制度は、補助金・交付金等の公的財政のみではなく、民間企業の経済感覚と経験、資金力等を最大限活用することも重要な課題である。

江差町の構想、計画などに賛同される企業の掘り起こしと、江差町の協力体制の確立が事業計画立案に必要不可欠である。

4) 土地・建物所有者と事業実施計画【別紙3 - ①②③】

各事業実施計画立案にあたっては、土地・建物所有者の権利関係の把握が最重要となる。何をどこにという計画立案にあたっては、地域全体計画と並行し、権利関係、難易度調査の検討が求められる。

また、都市計画法、建築基準法、北海道条例などと合わせ、用途別の建物使用実態を精査し、関係者との将来意向調査や協議が、事業促進にあたり極めて重要である。

5) 周辺地域の課題と意見

【拠点A地区（開陽丸周辺）】

- ・開陽丸記念館（船体）は相当老朽化し、今後の長寿命化対策が必須である。船体補修に係る事業費や問題点などを早期に調査、検討し対策を進めなければならない。また、開陽丸記念館及び管理棟の周辺環境整備は観光客のみならず、多くの町民が訪れる空間を創出することが必要である。

【拠点B地区（南埠頭）】

- ・南埠頭の多目的機能の充実を図るべきであり、現実、将来性を熟慮し、関係機関との協議の上、広い空間を有効活用した対策が必要である。

【拠点C地区（かもめ島入口）】

- ・かもめ島入口は、折居社やアネロイド気圧計があり、歴史的価値は当然のことだが、青果市場や使用していない私有建物等があり、周辺一帯で新しい価値を生み出す環境整備が最重要と考える。
- ・急カーブ解消のみの交通安全対策ではなく、周辺一帯の環境整備と江差町の有利性を生かし、広く連結した計画を進めていかなければならない。

【拠点D地区（かもめ島）】

- ・かもめ島は北前船等の歴史を後世に伝える貴重な自然遺産である。ありのままのかもめ島をそのままの魅力で伝えることこそが必要である。そのための誘導看板や歴史的背景を伝える説明看板が必要不可欠である。
- ・かもめ島灯台は、北前船の常夜灯の歴史を引き継ぎ、海の安全を守るシンボルとして設置されている。灯台に一步登ると、見る景色の素晴らしさに引き寄せられるが、誘導標識や内容説明などが不足している。

6) 「海の駅」「道の駅」構想と「北の江の島」構想【別紙4】

先の全員協議会において、開陽丸記念館やかもめ島を含む周辺地域の利活用素案が提出された（北の江の島構想）が、素案内容の基本的な考え方については、当委員会の事務調査と大きな相違はないものと認識する。

しかし、素案には、南埠頭用地の在り方、国道周辺用地を含めた周辺地域全体の方向性は示されていない。南埠頭用地に「海の駅」「道の駅」を誘致し、地域、江差町の最重要拠点として整備を図るべきとの声も多い。その場合には、現在の道の駅を、インフォメーションセンター機能を有した活性化施設に整備、充実させるべきとの意見もある。

今回提示された北の江の島構想は、開陽丸エリアで整備概算事業費として約4.5億円と試算されているが、実施設計時には約1.5倍の費用が想定される。また、仮に、南埠頭に「海の駅」「道の駅」構想を新たに検討するとすれば約5～7億円規模と考えられる。

北の江の島構想において提案された現在施設の拡充・整備か、国道からの地域全体周辺整備を含めた南埠頭への新たな「道の駅」構想を促進・選択するか、その軸足の設定を明確に示さなければならない。

日本遺産のまち「江差町」がどの方向へ進むべきか、貴重な時期であり、北の江の島構想に基づく整備は、交付金・補助金頼りになるが、地域全体を考慮し、新たな全体構想を図る施策であれば、その受ける恩恵は広範囲と考える。

7) 総括

江差町は現在、都市計画マスタープラン策定作業を進め、平成31年度までに計画策定、32年度より第6次総合計画、第2次総合戦略と合わせて各事業着手を予定している。

江差町の進むべき将来予測を現実的にしっかり検討・把握し、確実な事業推進を図ることが一層重要である。

国土交通省は、社会資本整備総合交付金の在り方を見直し、都市機能誘導区域の集約を進め、「立地適正化計画」の策定の有無が交付金事業に大きく係わってくる。

また、国は地方の活性化、元気ある地域創生を念頭に、「その地域は何を考え、何を求めているのか」、より一層明確な政策立案能力を問う方向性、姿勢を求めてくると考える。場当たりの、イベント的発想事業は、地域、江差町のあるべき姿を追求する、持続可能な政策への貢献度は少ないと考える。他町、全道的に類のない、新たな発想に基づく政策立案が緊急の課題と言える。

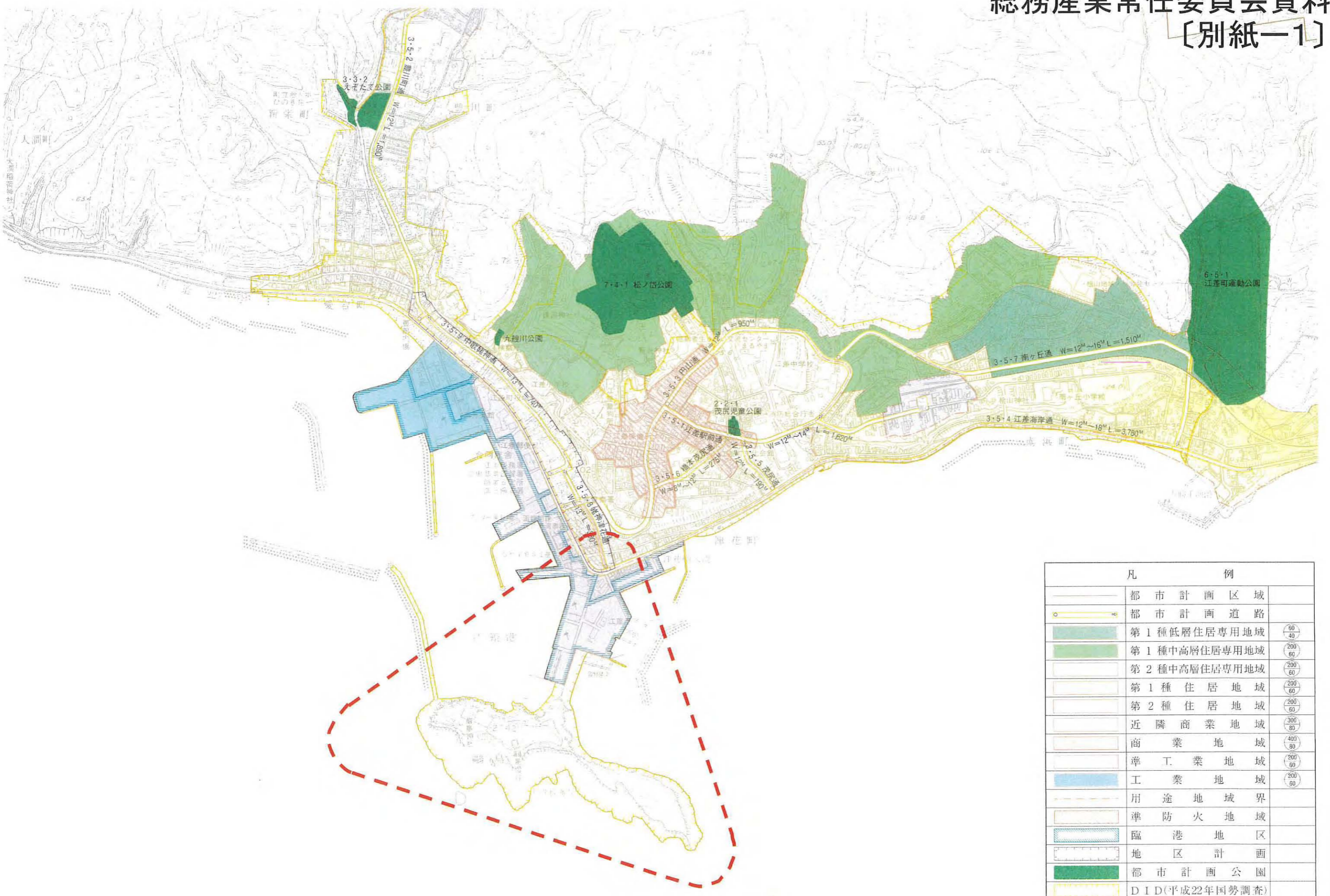
町長が提案した「北の江の島構想」を、如何に位置付け、江差町の最重要、最重点地区であると再認識し、その全体計画を早期に策定することが生き残りをかけた江差町に必要不可欠であると強く認識する。

「日本で最も美しい村連合」への加盟、江差町単独での「日本遺産」の認定、その効果をどう活性化に結び付けるのか、検証と再認識することが必要である。

「かもめ島周辺地域」の再考察と認識、交付金事業のみに依存する修繕・整備事業ではなく、江差町最大の魅力ある中核地区としての全体計画の早期策定を強く求める。

さらに、かもめ島周辺の利用計画に関連して、江差町のグレードアップ施策として、今後、次のような課題が予測され、これらの課題についても検討しておく必要がある。

- ① ゾーニングと拠点内の民間所有の温泉熱の活用
- ② 国道からかもめ島に至る電柱配線の地中化
- ③ 老朽化、未使用施設の早期対策



凡 例		
	都市計画区域	
	都市計画道路	
	第1種低層住居専用地域	(90/40)
	第1種中高層住居専用地域	(200/60)
	第2種中高層住居専用地域	(200/60)
	第1種住居地域	(200/60)
	第2種住居地域	(200/60)
	近隣商業地域	(300/80)
	商業地域	(400/80)
	準工業地域	(200/60)
	工業地域	(200/60)
	用途地域界	
	準防火地域	
	臨港地区	
	地区計画	
	都市計画公園	
	D I D(平成22年国勢調査)	

総務産業常任委員会資料

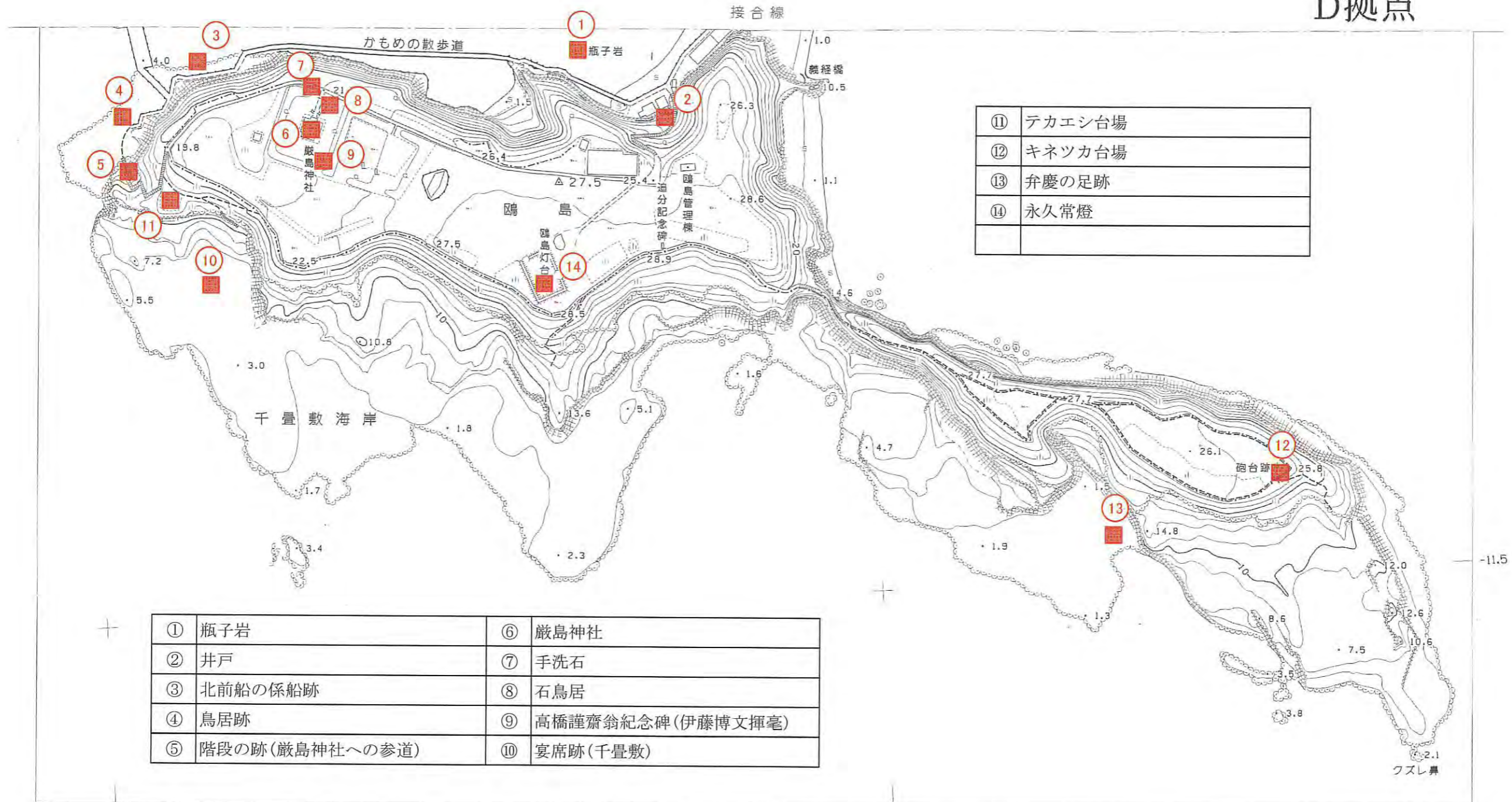
[別紙—2①]



総務産業常任委員会資料

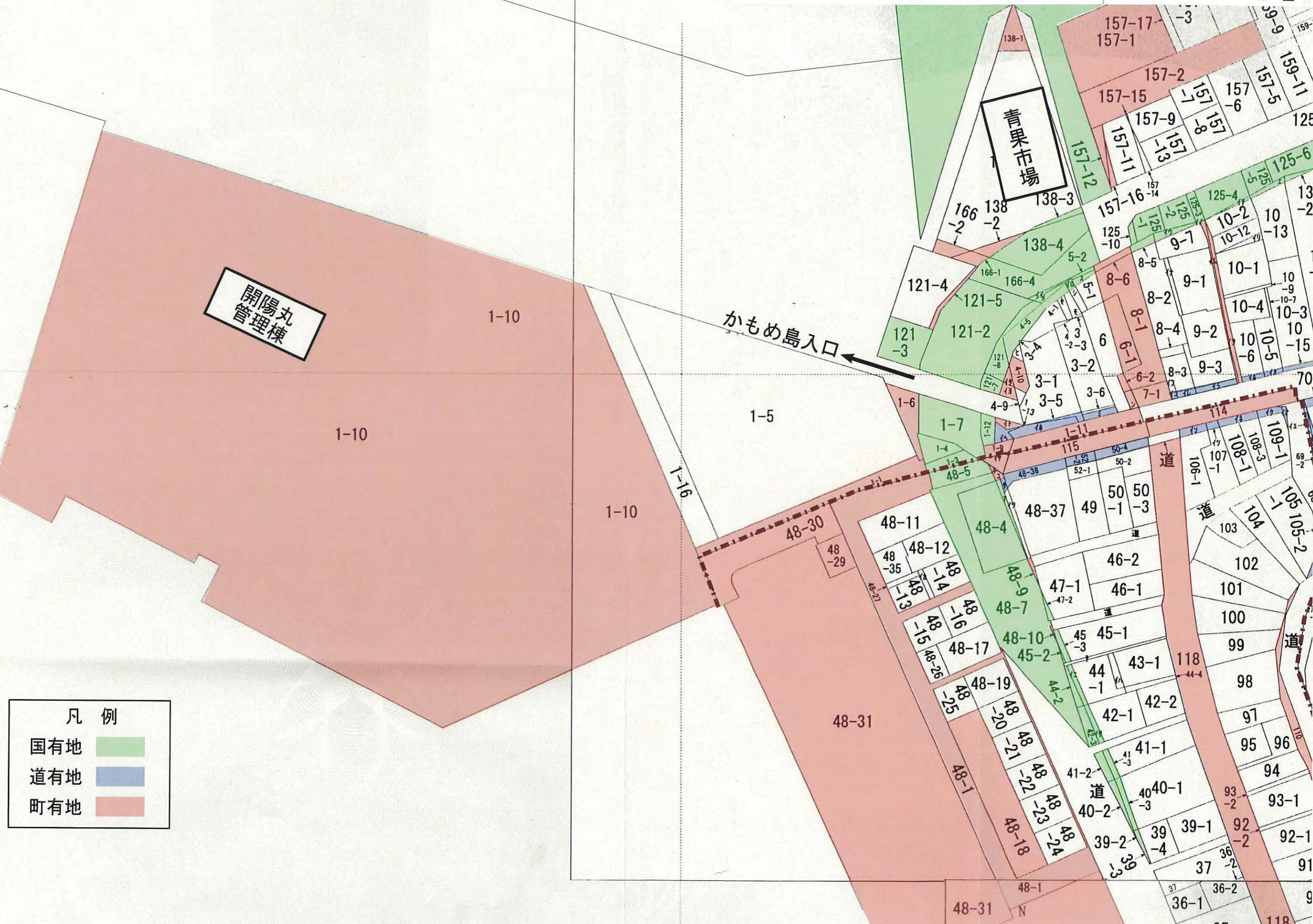
「別紙一2②」

D拠点



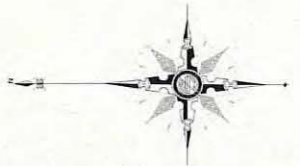
⑪	テカエシ台場
⑫	キネツカ台場
⑬	弁慶の足跡
⑭	永久常燈

①	瓶子岩	⑥	巖島神社
②	井戸	⑦	手洗石
③	北前船の係船跡	⑧	石鳥居
④	鳥居跡	⑨	高橋謹齋翁記念碑(伊藤博文揮毫)
⑤	階段の跡(巖島神社への参道)	⑩	宴席跡(千畳敷)



凡 例

国有地	■
道有地	■
町有地	■

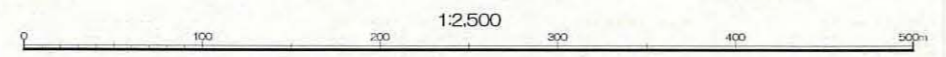
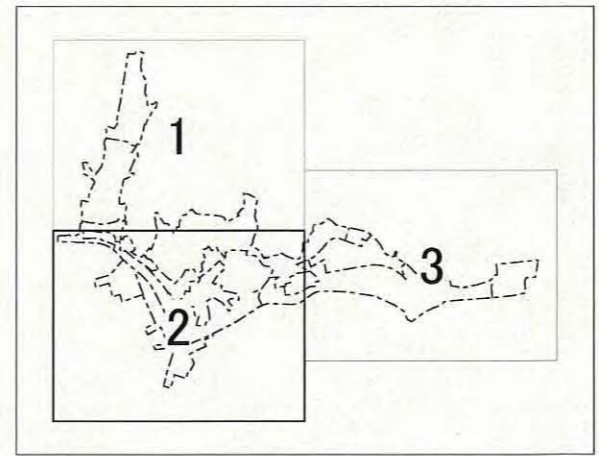


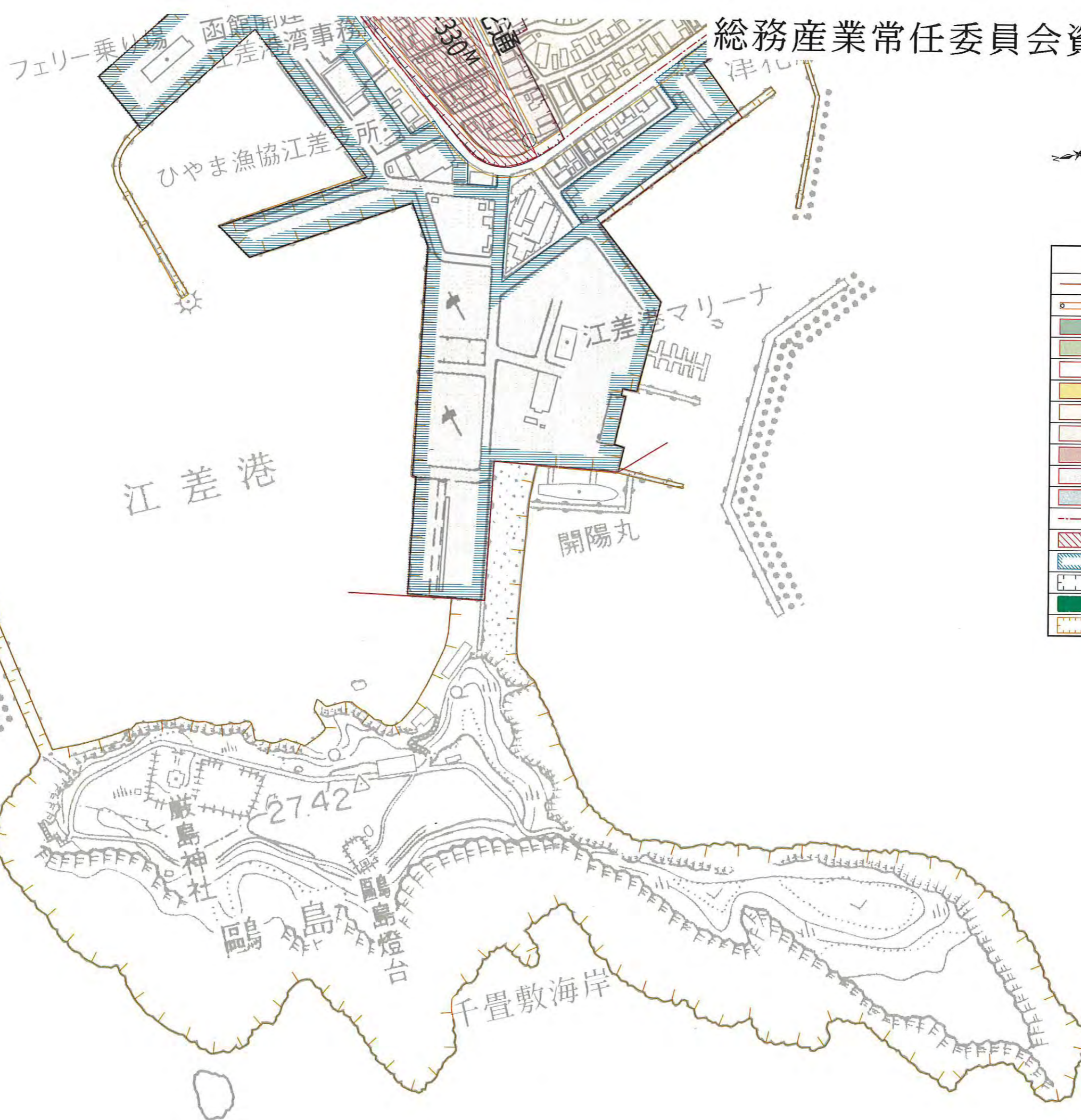
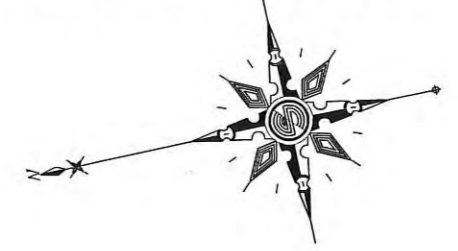
用途地域に関する凡例

	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

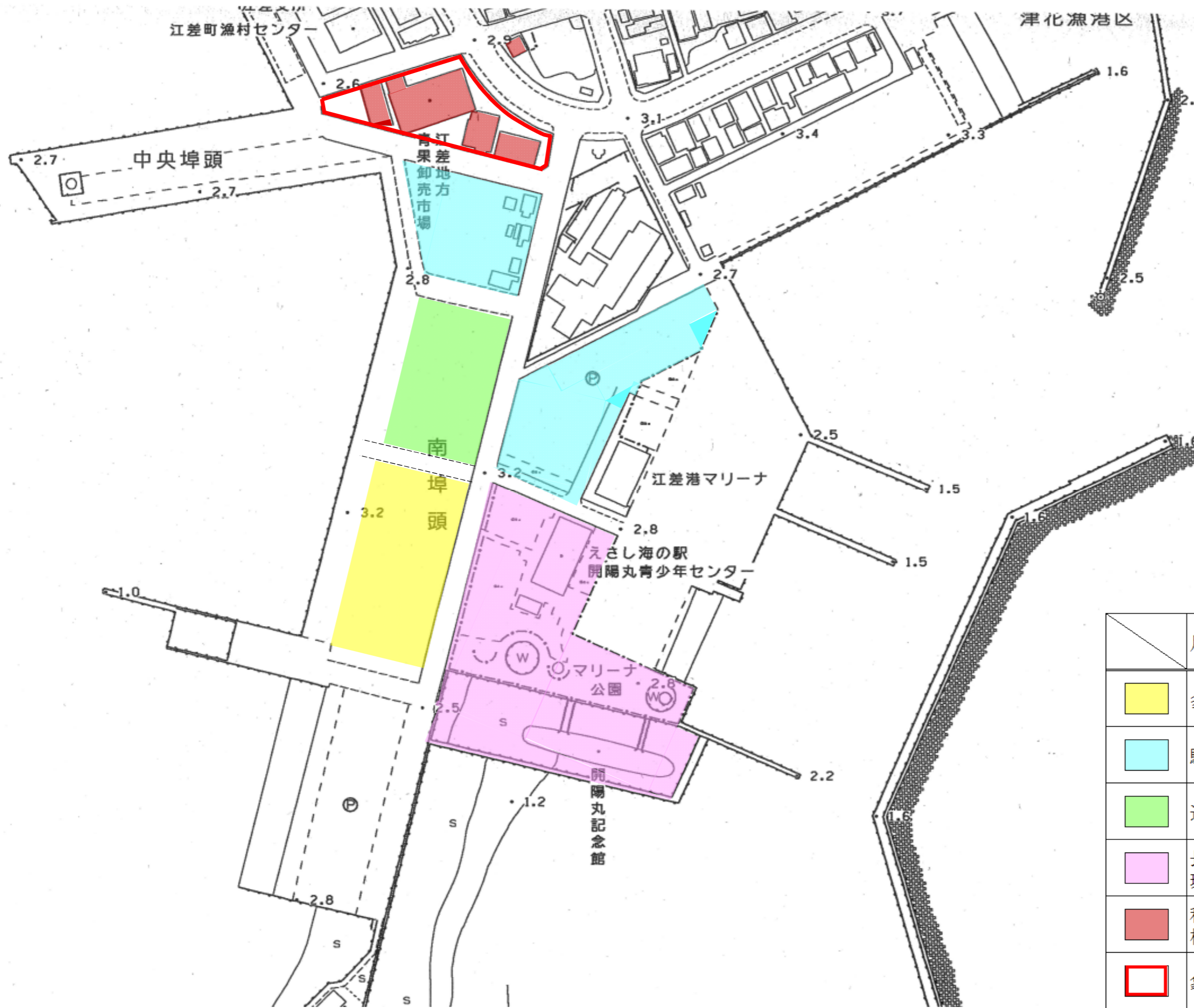
建物に関する凡例

	業務施設
	商業施設
	宿泊施設
	風俗娯楽施設
	遊技施設
	住宅
	共同住宅
	店舗併用住宅
	作業所併用住宅
	官公庁施設
	文教厚生施設
	運輸・倉庫施設
	重化学工業施設
	軽工業施設
	サービス工業施設
	家内工業施設
	その他の施設
	新規建築物





凡 例	
	都市計画区域
	都市計画道路
	第1種低層住居専用地域 (60/40)
	第1種中高層住居専用地域 (200/60)
	第2種中高層住居専用地域 (200/60)
	第1種住居地域 (200/60)
	第2種住居地域 (200/60)
	近隣商業地域 (300/80)
	商業地域 (400/80)
	準工業地域 (200/60)
	工業地域 (200/60)
	用途地域界
	準防火地域
	臨港地区
	地区計画
	都市計画公園
	DID(平成22年国勢調査)



用途別活用案	
多目的広場用地	
駐車場用地	
道の駅想定用地	
長寿命化、環境整備促進地区	
移転補償、改築、解体検討対象建物	
象徴空間用地	